

各都道府県高体連バドミントン専門委員長様

公益財団法人全国高等学校体育連盟バドミントン専門部

部長 田部井 秀郎

ウェアに関する表示規定の遵守について（通知）

日頃より、当専門部の活動にご理解とご協力をいただき深く感謝申し上げます。

さて、2010年のルール改正からウェアの背面表示の文字列の大きさは高さ6cm～10cm、と具体的な数値が盛り込まれました。今まで全国高校総体と全国選抜大会（以下、高体連主催大会。）では背面文字列の大きさについては、高体連独自の移行措置として既に購入してしまったウェアについては、やむを得ず許容してきましたが、令和2年度から両大会とも規定に合わないウェアの着用は認めない事で大会を運営いたします。

これは、高体連主催大会では使用できた、条件を満たしていないウェアが、全日本ジュニア大会、全日本総合大会、ジュニアグランプリ大会では着用が認められず、ゼッケン使用や違反する文字列を布で隠す処置がなされるなど、出場選手に不都合が生じているからです。

今回このような、高体連主催大会とその他の日本協会主催大会との競技規則運用上の差異による選手への不都合を解消するため、令和2年3月31日をもって、高体連独自の移行措置を終了し、下記の通りウェアの背面や前面の表示に関して、来年度から競技規則通りに完全実施する旨を、各都道府県内の所属校へ周知をお願いいたします。

なお、高体連主催大会の都道府県予選までは、各々の事情に合わせ、期限を定めて、猶予期間を設けることはこの限りではありません。

記

令和2年4月1日より、全国高校総体・全国高等学校選抜大会で着用するウェア表示に関する規定については競技規則書通りとする。

ただし、ウェア表示に関する全国高体連バドミントン専門部申し合わせ事項については今まで通りとする。（スポンサー表示禁止、ロゴに校章は認める点）

以上

参考までに競技規則の抜粋をお示しします。(平成31年4月改定箇所も含む)

公益財団法人日本バドミントン協会競技規則(大会運営規程第4章第24条)

着衣上の背面、広告、ロゴなどの表示に関する取り決めについては、以下のとおりとする。

(1) ウェア(上衣)の背面には、単一色で3行までの文字列の表示と背番号の表示を認める。なお、3行の文字列と背番号の色は単一色ですべて同色とする

- ① 文字列各行の大きさは、高さ6cm～10cm、横30cm以内とし、各行には、プレーヤー名、チーム名、スポンサー名、都道府県名等を水平表示するものとする。ただしプレーヤー名とチーム名など、異なる項目を同一行に表示することはできない。また、文字列にロゴを含まないものとする。
- ② プレーヤー名、チーム名の表示が高さ6cm～10cm、横30cm以内の範囲に一行で表示できない場合は複数行になっても構わない。ただし、その場合でも表示された複数行の文字列の高さの合計は6cm～10cmとする。
- ③ 背番号を表示する場合は、文字列の下中央部に表示するものとし、大きさは縦15cm以内、一桁横7cm以内とし、二桁以内とする。
- ④ 文字列、背番号は明瞭な文字、数字を使用し、文字、数字の色は上衣背面の文字列、背番号表示部分の色と明確に区別できる色とする。

(2) ウェア(上衣)の前面には、複数行の文字列の表示と、前番号の表示を認める。

- ① 複数行の文字列は、高さ6cm～10cm、横40cmの範囲内に納まるものとし、チーム名、スポンサー名、広告のいずれかを表示することができる。(文字列にはチーム名、スポンサー名、広告に連動したロゴを含めてもよい)
- ② 文字列は装飾文字を使用してもよく、単一色と限定しない。
- ③ 前番号はウェア(上衣)の前面の胸下に背番号と同一番号をつけるものとする。大きさは高さ8cm以内、一桁4cm以内とし、二桁以内とする。

(3) ウェア(上衣)には、右襟、左襟、右袖、左袖(袖のない場合は、右肩前面、左肩前面)、ウェア前面の5ヶ所に3つまで、スポンサーロゴ、チーム名、プレーヤー名を表示することができる。ただし、1ヶ所に表示できるものは1つまでとする。

- ① 1つのロゴの大きさは20cm²以内とする。
- ② 上記3つの内の1つは50cm²以内でも可とする。(メーカーロゴを除く)
- ③ メーカーロゴはその数に入れない。

(4) ショートパンツ、スカート、ワンピースの前面底部に2つまでのスポンサーロゴ、チーム名、プレーヤー名、背番号と同一番号を表示することができる。

- ① 1つのロゴの大きさは20cm²以内とする。
- ② メーカーのロゴはその数に入れない。

(5) 各ソックス(対の一つ)には、2つまでの広告(メーカーのロゴやマークを含む)を表示することができる。大きさは20cm²以内とする。プレーヤーが正規のソックスは勿論、圧縮/サポートソックスを着用する場合も各脚/足には合計2つまで広告を表示することができる。(サポーターなどの医療用具のメーカーロゴはその数に入れない)

(6) アンダーウェア(上衣)、リストバンド、バンダナ、サポーターなどの医療用具に1つまでのスポンサーロゴ、チーム名、プレーヤー名、背番号と同じ番号を表示することができる。

①1つのロゴの大きさは20cm²以内とする。

②メーカーのロゴはその数に入れない。

(7) 本会または、8連盟および各都道府県協会主催の大会については、上記(1)～(6)の規程内で各大会独自の表示規定を定めることができる。

(8) プレーヤーは、違法な、中傷的な、本来商業的な、あるいは独断的で政治的または宗教的な意図のある、入れ墨や、ペイント、写し絵、その他それに類似したやり方のものを表に出してはならない。

(これは着衣にではない)

(8) たばこの会社や製品に関する広告は禁止とする。